	意見の概要	市の考え方・対応方針
1	8多様化する人権課題に関する施策 ○性的マイノリティに関する人権施策について 「性的マイノリティの人は、少数者(マイノリティ)であるために」差別や偏見があると書いてあるが、数が少ないからではなく、今の社会が「こうあるべきとする性のあり方」に当てはまらない人を排除するからではないか。数が少ないだけの問題ではないように思う。	ご意見につきまして、3段落目を次のように修正します。 「性的マイノリティの人に対しては、従来の、「性のあり方はこうであるべき」という考え方に当てはまらないことや、周囲の知識不足、無理解から、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりする等様々な課題が生じています。」に修正します。
2	推進プラン (1) について 性的マイノリティについて県内の講師は少ないため、 県外から講師を呼んだ場合に、何ヵ所か回ってもらうような講師のコーディネートが必要ではないか。 県内外にどんな講師がいるのか、どんな教材があるのか情報をまとめる。 県内の講演会や研修会の情報をまとめて発信する。 企業への啓発も重要。就職試験で差別されない、 職場内で相談ができる、安心して働けることは権利でもある。 働けないことは貧困につながる。	性的マイノリティについての意識啓発は、理解を深め、偏見や差別をなくすために重要です。 ご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただくとともに、推進プラン(1)を次のように修正します。 「性的マイノリティについては、知識不足や無理解からくる誤解、偏見が差別につながり、性的マイノリティの人を傷つけることとなるため、正しい理解と認識を得ることが重要です。このため、市民及び企業等へ向けての講演会、企画展、研修会等を通して、性的マイノリティに関する理解をより一層深めるための啓発を推進します。」
3	推進プラン(2)について 相談体制はとても重要だと感じる。行政の中で安心 できる相談場所をぜひ作ってほしい。	相談体制の充実に関しては、すでに相談を受け付けていますが、今後も県やその他の団体等と連携し、相談体制を整備していきたいと考えています。
4	推進プラン(3)について アンケートや公的文書の性別記載欄の見直し、"夫婦"、"家族"と言った言葉の定義の見直しが必要ではないか。	現在、本市では各種申請書等の不必要な性別記 載欄を省略しているところです。ご意見につきまして は、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	パートナーシップ条例について 異性カップルであれば当たり前に受けられる権利を保障できる、実生活の場面で効力を発揮できる内容が必要ではないか。 また、同性パートナーだけでなく、事実婚のカップルにも適用できるようにしてはどうか。	ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせてい ただきます。